

国立大学法人岩手大学大学院学則

平成16年4月1日 制定
令和2年12月24日 最終改正

第1章 総則

(目的)

- 第1条 国立大学法人岩手大学大学院（以下「本大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教育研究し、国際的な学術文化の創造を目指すとともに、幅広く高度な学識と専門的な能力を備えた人材又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を備えた人材の育成を通じて、地域社会と国際社会の文化の進展に寄与することを目的とする。
- 2 本大学院は、研究科又は専攻ごとに人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

第2章 組織

(研究科及び課程)

第2条 本大学院に次の研究科及び課程を置く。

総合科学研究科
教育学研究科
理工学研究科
獣医学研究科
連合農学研究科

- 2 総合科学研究科の課程は、修士課程とする。
- 3 理工学研究科及び連合農学研究科の課程は、後期3年のみの博士課程とする。
- 4 獣医学研究科の課程は、博士課程とする。
- 5 教育学研究科の課程は、専門職学位課程（学校教育法第99条第2項に定める専門職大学院の課程）とし、専門職大学院設置基準第26条第1項に定める教職大学院の課程（以下「教職大学院の課程」という。）とする。

(連合農学研究科における教育研究の実施)

第3条 連合農学研究科の教育研究は、国立大学法人岩手大学（以下「本学」という。）、国立大学法人弘前大学（以下「弘前大学」という。）及び国立大学法人山形大学（以下「山形大学」という。）の協力により実施するものとする。

第4条 削除

(専攻)

第5条 各研究科に次の専攻を置く。

研究科名	課程	専攻
総合科学研究科	修士課程	地域創生専攻
		総合文化学専攻
		理工学専攻
		農学専攻

教育学研究科	教職大学院の 課程	教職実践専攻
理工学研究科	博士課程	自然・応用科学専攻
		システム創成工学専攻
		デザイン・メディア工学専攻
獣医学研究科	博士課程	共同獣医学専攻
連合農学研究科	博士課程	生物生産科学専攻
		生物資源科学専攻
		地域環境創生学専攻

(教員組織)

第6条 本大学院（連合農学研究科を除く。）の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）又は授業を担当する教員は、本学の教授、准教授及び助教並びに客員教授、客員准教授、特命教授及び特命准教授とする。ただし、必要あるときは、このほか所定の資格基準に基づき、他の者を第7条第1項に規定する教授会の議を経て学長が委嘱することができる。

- 2 連合農学研究科における授業並びに研究指導及び研究指導の補助を担当する教員は、当該研究科の専任の教員並びに客員教授及び客員准教授並びに本学、弘前大学及び山形大学に所属する専任の教員であって、当該研究科における研究指導を担当する資格を有するもの（以下「連合農学研究科の教員」という。）のうちから指名された者とする。
- 3 前項に規定するもののほか連合農学研究科の教員組織については、連合農学研究科において、別に定める。
- 4 博士課程を担当する教員は、教育研究上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、修士課程又は教職大学院の課程を担当する教員のうち博士課程が定める資格を有するものがこれを兼ねることができる。

(運営組織)

第7条 本大学院の管理運営のため、大学院委員会並びに総合科学研究科を除く各研究科に研究科教授会及び専攻会議を置き、総合科学研究科に運営委員会及び専攻教授会（以下研究科教授会及び専攻教授会を併せて「教授会」という。）を置く。

- 2 前項の大学院委員会、運営委員会、教授会及び専攻会議に関する規則は、別に定める。

第8条 連合農学研究科の管理運営の基本に関し、構成大学間の連絡調整を図るため、連合農学研究科構成法人間連絡調整委員会を置く。

- 2 前項の委員会に関する規則は、別に定める。

(研究科長等)

第9条 各研究科（連合農学研究科を除く。）に研究科長及び副研究科長を置く。

- 2 理工学研究科の研究科長及び副研究科長は、理工学部の学部長及び副学部長をもって充てる。
- 3 連合農学研究科に研究科長及び研究科長補佐を置く。

(自己評価等)

第10条 本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、本大学院の目的及び社会的使命を達成するため、本大学院における教育研究、組織運営及び施設設備について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 前項の点検及び評価の項目並びに実施体制については、別に定める。

- 3 第1項の点検及び評価の結果については、岩手大学の職員以外の者による検証を行うよう努めるものとする。

第3章 収容定員等、標準修業年限及び在学期間

(収容定員等)

第11条 研究科の専攻別収容定員等は、次の表のとおりとする。

研究科名	課程	専攻名	入学定員	収容定員
総合科学研究科	修士課程	地域創生専攻	54名	108名
		総合文化学専攻	10名	20名
		理工学専攻	180名	360名
		※農学専攻	50名	100名
		計	294名	588名
教育学研究科	教職大学院の課程	教職実践専攻	16名	32名
		計	16名	32名
理工学研究科	博士課程	自然・応用科学専攻	6名	18名
		システム創成工学専攻	9名	27名
		デザイン・メディア工学専攻	3名	9名
		計	18名	54名
獣医学研究科	博士課程	※共同獣医学専攻	5名	20名
		(東京農工大学大学院農学府共同獣医学専攻)	(10名)	(40名)
		計	5名	20名
連合農学研究科	博士課程	※生物生産科学専攻	9名	27名
		※生物資源科学専攻	8名	24名
		※地域環境創生学専攻	7名	21名
		計	24名	72名
備考 ※印を冠するものは、入学定員の一部について連携大学院方式を実施する専攻である。 ()は、本学と共同獣医学専攻を設置している東京農工大学農学府共同獣医学専攻の入学定員及び収容定員であり、外数とする。				

(標準修業年限)

- 第12条 修士課程及び教職大学院の課程の標準修業年限は2年とする。
 2 理工学研究科及び連合農学研究科の博士課程の標準修業年限は3年とする。
 3 獣医学研究科の博士課程(以下「獣医学の博士課程」という。)の標準修業年限は4年とする。
 4 第1項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の

区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

(在学期間)

第13条 在学期間は、第12条に規定する標準修業年限の2倍を超えることができない。

第4章 修士課程及び博士課程の教育課程

(教育方法)

第14条 本大学院（教職大学院の課程を除く。以下この章において同じ。）の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

(教育方法の特例)

第14条の2 本大学院において、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(教育課程の編成方針)

第14条の3 本大学院は研究科及び専攻の目的を達成するために必要な授業科目の開設及び研究指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(履修方法等)

第15条 前条に規定する授業科目の内容、単位数及び履修方法並びに研究指導の内容及び履修方法は、各研究科において定める。

(一の授業科目について二以上の方法の併用により行う場合の単位の計算基準)

第15条の2 本大学院は、一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、国立大学法人岩手大学学則（以下「大学学則」という。）第38条第1項各号に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって1単位とするものとする。

(成績評価基準等の明示等)

第15条の3 本大学院は、学生に対して授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 学修の成果及び学位論文にかかる評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修)

第15条の4 本大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(単位の授与)

第16条 修士課程及び博士課程における授業科目の履修単位は、筆答若しくは口頭試験又は研究報告の成績を評価して与えるものとする。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第17条 本大学院が教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により修得した単位は、10単位を超えない範囲で、本大学院において修得したものとみなすことができる。
- 3 前項の規定は、第35条の規定による留学の場合に準用する。

(入学前の既修得単位の認定)

第17条の2 本大学院が教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に本大学院又は他の大学院において履修した授業科目について修得した単位(大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第15条に規定する科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項により修得したものとみなすことのできる単位数は、第34条に規定する編入学及び転学の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、10単位を超えないものとする。

(他の大学院等における研究指導)

第18条 本大学院が教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生に当該大学院又は研究所等において、必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、当該研究指導期間は1年を超えないものとし、博士課程の学生については、更に1年以内の延長を認めることができる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第19条 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

- 2 長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(学位論文の審査及び試験)

第20条 学位論文の審査は、当該論文の専攻分野の属する教授会において行うものとする。

- 2 最終試験の合格・不合格は、当該専攻における判定に基づき、教授会が行うものとする。

(課程の修了及び学位の授与)

第21条 修士課程の修了要件は、修士課程に2年(2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在学し、授業科目について別表1に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士課程の目的に応じ、当該研究科の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 博士課程(獣医学の博士課程を除く。次項において同じ。)の修了要件は、博士課程に3年以上在学し、授業科目について別表1に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期

間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

- 3 本大学院及び他の大学院において、優れた業績を上げて1年以上の在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了要件については、前項ただし書中「1年」とあるのは「3年（修士課程における在学期間を含む。）」と読み替えて、前項の規定を適用する。
- 4 獣医学の博士課程の修了要件は、博士課程に4年以上在学し、授業科目について別表1に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。
- 5 修士課程を修了した者には修士の学位を授与し、博士課程を修了した者には博士の学位を授与する。
- 6 博士の学位は、本学に学位論文を提出してその審査に合格し、かつ、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有すると確認された者にも授与することができる。
- 7 前2項に規定するもののほか、学位の授与については、別に定める。

第4章の2 教職大学院の課程の教育課程

（教育課程）

第21条の2 教職大学院の課程は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、「理論と実践の融合」を具現化するための体系的な教育課程を編成するものとする。

（授業の方法等）

第21条の3 教職大学院の課程は、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど適切に配慮するものとする。

（履修方法等）

第21条の4 第21条の2に規定する授業科目の内容、単位数及び履修方法は、本教職大学院において定める。

（一の授業科目について二以上の方法の併用により行う場合の単位の計算基準）

第21条の5 教職大学院の課程は、一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、国立大学法人岩手大学学則（以下「大学学則」という。）第38条第1項各号に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって1単位とするものとする。

（成績評価基準等の明示等）

第21条の6 教職大学院の課程は、学生に対して授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 学修の成果及び修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修)

第21条の7 教職大学院の課程は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(履修科目の登録の上限)

第21条の8 教職大学院の課程は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第21条の9 本教職大学院が、教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により修得した単位は、本教職大学院の修了要件単位数の2分の1を超えない範囲で当該教職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前項の規定は、第35条の規定による留学の場合に準用する。

(入学前の既修得単位の認定)

第21条の10 本教職大学院が、教育上有益と認めるときは、学生が本教職大学院に入学する前に本大学院又は他の大学院において履修した授業科目について修得した単位(大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第15条に規定する科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本教職大学院に入学した後の本教職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなすことのできる単位数は、第34条に規定する編入学及び転学の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、前条第2項の規定により本教職大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて本教職大学院の修了要件単位数の2分の1を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第21条の11 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(課程の修了及び学位の授与)

第21条の12 教職大学院の課程の修了要件は、教職大学院の課程に2年以上在学し、別表1に定める単位を修得し、かつ教育実践研究報告書の提出及び最終審査に合格することとする。

2 前項に規定するもののほか、学位の授与については、別に定める。

第5章 教育職員免許

(教育職員免許)

第22条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 前項の規定により各研究科において取得できる教員の免許状の種類及び教科は、別表

2に掲げるとおりとする。

第6章 入学、休学、復学、退学、再入学、編入学、転学、留学、表彰、除籍及び懲戒

(入学時期)

第23条 入学の時期は、毎年4月又は10月とする。

(修士課程及び教職大学院の課程の入学資格)

第24条 修士課程に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 学校教育法第83条第1項に定める大学の卒業者
 - 二 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
 - 三 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
 - 四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - 五 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - 五の二 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - 六 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - 七 文部科学大臣の指定した者
 - 八 大学に3年以上在学し、外国において学校教育における15年の課程を修了し、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了し、又は我が国において外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
 - 九 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- 2 教職大学院の課程に入学できる者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に定める免許状（一種）を有し、かつ前条各号のいずれかに該当する者とする。

(博士課程の入学資格)

第25条 博士課程（獣医学の博士課程を除く。）に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 修士の学位又は専門職学位を有する者

- 二 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 四 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 五 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- 六 文部科学大臣の指定した者
- 七 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(獣医学の博士課程の入学資格)

第25条の2 獣医学の博士課程に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 大学における医学、歯学又は修業年限6年の獣医学若しくは薬学を履修する課程を卒業した者
- 二 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、獣医学又は薬学）を修了した者
- 三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、獣医学又は薬学）を修了した者
- 四 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、獣医学又は薬学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学省が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 五 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が5年以上である課程（医学、歯学、獣医学又は薬学を履修する課程に限る。）を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- 六 昭和30年文部省告示第39号をもって文部科学大臣の指定した者
- 七 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学（医学、歯学、獣医学又は薬学を履修する課程）を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(入学志願の手続)

第26条 入学を志願する者は、所定の期間内に、別に指定する関係書類に検定料を添えて本学に提出しなければならない。

(合格者の決定)

第27条 学長は、前条の入学志願者について、選考の上合格者を決定する。

- 2 前項の選考の方法及び時期等については、その都度これを定める。

(入学の手続)

第28条 入学の手続については、大学学則第50条の規定を準用する。

(入学の許可)

第29条 学長は、前条の手続を経た者に対し、入学を許可する。

(休学)

第30条 疾病その他の事由により、3月以上修学できない者は、休学願を提出し、学長の許可を得るものとする。

2 疾病のため、修学が不相当と認められる者に対して、学長は、休学を命ずることができる。

3 第1項の休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、願い出により引き続き休学することができる。

4 休学期間は、修士課程及び教職大学院の課程にあつては通算して2年、博士課程（獣医学の博士課程を除く。）にあつては通算して3年、獣医学の博士課程にあつては通算して4年を超えることができない。

5 前項の休学期間は、第13条に規定する在学期間に算入しない。

(復学)

第31条 学生は、休学期間が満了したときは、復学するものとする。

2 休学期間が満了する前に休学の事由が消滅したときは、復学願を提出し、学長の許可を得るものとする。

(退学)

第32条 疾病その他の事由により退学しようとする者は、退学願を提出し、学長の許可を得るものとする。

(再入学)

第33条 本学の大学院研究科を退学した者が同一課程の同一専攻に再入学を願い出たときは、教授会の議を経て許可することがある。

2 前項の再入学の取扱については、別に定める。

(編入学及び転学)

第34条 編入学及び転学については、教授会の議を経て学長が許可する。

2 他の大学の大学院から本学の大学院に転科又は転学を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り許可することがある。

(留学)

第35条 本大学院が教育上有益と認めるときは、外国の大学院との協議に基づき、学生が当該大学院に留学することを許可することができる。

2 留学の期間は、第12条及び第13条に規定する標準修業年限及び在学期間に含めるものとする。

(表彰)

第36条 学長は、表彰に値する顕著な業績等がある学生を、表彰することがある。

2 前項の表彰については、別に定める。

(除籍)

第37条 除籍は、教授会の議を経て学長がこれを行う。

2 前項の除籍については、大学学則第69条の規定を準用する。

(懲戒)

第38条 懲戒は、教授会の発議により、教育研究評議会の議を経て学長がこれを行う。
2 前項の懲戒については、大学学則第70条の規定を準用する。

第7章 検定料、入学料及び授業料

(検定料、入学料及び授業料の額)

第39条 検定料、入学料及び授業料の額は、岩手大学における授業料その他の料金に関する規則の定めるところによる。

(授業料の納付)

第40条 授業料の納付については、大学学則第63条の規定を準用する。

(検定料、入学料及び授業料の免除又は徴収猶予)

第41条 検定料、入学料及び授業料の免除又は徴収猶予については、大学学則第64条の規定を準用する。

第42条 削除

(退学、復学又は停学の場合の授業料の納付)

第43条 退学、復学又は停学の場合の授業料の納付については、大学学則第66条の規定を準用する。

(検定料、入学料及び授業料の返還等)

第44条 検定料、入学料及び授業料の返還等については、大学学則第67条第1項、同条第4項、同条第5項、同条第6項、同条第7項及び同条第8項の規定を準用する。

第8章 学年、学期及び休業日

(学年、学期及び休業日)

第45条 本大学院の学年、学期及び休業日については、大学学則第31条から第33条までの規定を準用する。

第9章 科目等履修生、研究生、特別聴講学生及び特別研究学生

(科目等履修生)

第46条 本学の学生以外の者で、本大学院が開設する授業科目の履修を志願するものがあるときは、本学の授業に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可する。

2 前項の科目等履修生に関する規則は、別に定める。

(研究生)

第47条 本大学院において特定の専門的事項の研究を志願する者があるときは、本大学院の教育又は研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可する。

2 前項の研究生に関する規則は、別に定める。

(特別聴講学生)

第48条 他の大学院（外国の大学院を含む。）の学生が、本大学院の授業科目を履修しようとするときは、当該大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 前項の特別聴講学生に関する規則は、別に定める。

(特別研究学生)

第49条 他の大学院（外国の大学院を含む。）の学生が、本大学院において研究指導を受けようとするときは、当該大学院との協議に基づき、特別研究学生として受入れを許可することがある。

2 前項の特別研究学生に関する規則は、別に定める。

第10章 外国人留学生

(外国人留学生)

第50条 外国人（日本国籍を有しない者）で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 前項の外国人留学生に関する規則は、別に定める。

第11章 雑則

(大学学則の準用)

第51条 この学則に規定しない事項は、大学学則の規定を準用する。

2 前項の他、本学が学術交流協定等を締結し、外国の大学（協定校）と共同して教育・研究指導を行い、学位の取得を促進する教育課程等（デュアルディグリープログラム等）を運用する場合に必要な事項は、関係研究科等において別に定める。

附 則

(施行)

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過規定)

2 この学則の施行の際現に国立学校設置法第3条第1項の規定による岩手大学（以下「旧岩手大学」という。）大学院に在学している者は、この規則の施行の日において、本大学院の学生となるものとする。

3 前項の規定による学生の教育課程及び教育職員免許取得に関する事項については、この学則の規定にかかわらず、当該学生が入学した際の、旧岩手大学の定める岩手大学大学院学則の規定によるものとする。

- 4 この学則の規定にかかわらず、人文社会科学研究科の地域文化専攻及び社会科学専攻、工学研究科の応用分子化学専攻及び情報工学専攻並びに農学研究科の農林生産学専攻、応用生物学専攻及び農業生産環境工学専攻は、平成16年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、本大学院に置かれるものとする。
- 5 第11条の規定にかかわらず、平成16年度及び平成17年度における人文社会科学研究科、工学研究科、農学研究科及び連合農学研究科の学生の収容定員は次の表に掲げるとおりとする。

研究科名	課程	専攻名	平成16年度	平成17年度
人文社会科学研究科	修士課程	人間科学専攻	2名	
		国際文化学専攻	2名	
		社会・環境システム専攻	2名	
		地域文化専攻	3名	
		社会科学専攻	3名	
工学研究科	博士前期課程	※応用化学専攻	15名	
		材料物性工学専攻	30名	
		電気電子工学専攻	26名	
		機械工学専攻	36名	
		建設環境工学専攻	30名	
		情報システム工学専攻	16名	
		福祉システム工学専攻	12名	
		フロンティア材料機能工学専攻	18名	
		※応用分子化学専攻	17名	
	情報工学専攻	16名		
	計	216名		
博士後期課程	フロンティア材料機能工学専攻	8名	16名	
計	56名	64名		
農学研究科	修士課程	※農業生命科学専攻	37名	
		農林環境科学専攻	30名	
		農林生産学専攻	24名	
		応用生物学専攻	29名	
		農業生産環境工学専攻	14名	
連合農学研究科	博士課程	※生物資源科学専攻	5名	
		計	61名	
備考 ※印を冠するものは、入学定員の一部について連携大学院方式を実施する専攻である。				

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成17年12月1日から施行する。ただし、第5条、第6条及び第11条の改正規定は、平成18年4月1日から施行する。
- この学則による改正後の第24条及び第25条の規定は、平成18年10月入学者から適用する。

- 3 この学則による改正後の第11条の規定にかかわらず、平成18年度及び平成19年度における工学研究科博士前期課程の金型・鋳造工学専攻並びに連合農学研究科博士課程の生物資源科学専攻及び寒冷圏生命システム学専攻の学生の収容定員及び工学研究科博士前期課程及び連合農学研究科博士課程の収容定員は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科・課程	専攻	平成18年度	平成19年度
工学研究科 博士前期課程	金型・鋳造工学専攻	10名	
	計	248名	
連合農学研究科 博士課程	生物資源科学専攻	26名	25名
	寒冷圏生命システム学専攻	4名	8名
	計	66名	69名

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成18年7月24日から施行する。
- 2 この学則による改正後の第11条、第12条、第17条の2、第19条及び第21条の規定は、平成19年4月1日以降の入学者に係るものから適用し、第30条及び第31条の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
(経過規定)
- 2 この学則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に本学の講師として在職し、その者が施行日以後も引き続き講師として在職する間にあっては、第6条第1項中「本学の教授及び准教授」とあるのは「本学の教授、准教授及び講師」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
(経過規定)
- 2 この学則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に本学の講師として在職し、その者が施行日以後も引き続き講師として在職する間にあっては第6条第1項中「本学の教授、准教授及び助教」とあるのは「本学の教授、准教授、講師及び助教」と読み替えるものとする。
- 3 この学則による改正後の第21条第2項の博士課程の単位の修得に係る規定は、平成19年4月1日以降の博士課程入学者から適用し、平成19年3月31日以前の博士課程入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の別表の規定は、平成19年4月1日以後の入学者から適用し、平成19年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
(経過規定)
- 2 この学則による改正前の教育学研究科修士課程の学校教育専攻及び障害児教育専攻、工学研究科博士前期課程の応用化学専攻、材料物性工学専攻、電気電子工学専攻、機械工学専攻、建設環境工学専攻、情報システム工学専攻、福祉システム工学専攻及びフロンティア材料機能工学専攻、工学研究科博士後期課程の物質工学専攻、生産開発工学専攻、電子情報工学専攻及びフロンティア材料機能工学専攻並びに農学研究科修士課程の農業生命科学専攻及び農林環境科学専攻は、改正後の国立大学法人岩手大学大学院学則第5条の規定にかかわらず、平成21年3月31日に当該専攻に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 この学則による改正後の国立大学法人岩手大学大学院学則第11条の規定にかかわらず平成21年度及び平成22年度の学生の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	課程	専攻名	平成21年度	平成22年度
人文社会科学 学研究科	修士課程	人間科学専攻	10名	16名
		国際文化化学専攻	6名	8名
		社会・環境システム専攻	6名	8名
		計	22名	32名
教育学研究 科	修士課程	学校教育実践専攻	12名	24名
		教科教育専攻	53名	40名
		学校教育専攻	6名	
		障害児教育専攻	3名	
	計	74名	64名	
工学研究科	博士前期 課程	※応用化学・生命工学専攻	25名	50名
		フロンティア材料機能工学専攻	48名	60名
		電気電子・情報システム工学専攻	40名	80名
		機械システム工学専攻	30名	60名
		社会環境工学専攻	20名	40名
		デザイン・メディア工学専攻	10名	20名
		金型・鋳造工学専攻	20名	20名
		※応用化学専攻	15名	
		材料物性工学専攻	14名	
		電気電子工学専攻	14名	
		機械工学専攻	16名	
		建設環境工学専攻	14名	
		情報システム工学専攻	16名	
		福祉システム工学専攻	12名	
	計	294名	330名	
	博士後期 課程	※フロンティア物質機能工学専攻	9名	18名
		電気電子・情報システム工学専攻	4名	8名
		機械・社会環境システム工学専攻	4名	8名
		デザイン・メディア工学専攻	3名	6名
		※物質工学専攻	12名	6名
		生産開発工学専攻	10名	5名

		電子情報工学専攻	10名	5名
		フロンティア材料機能工学専攻	16名	8名
		計	68名	64名
農学研究科	修士課程	農学生命専攻	20名	40名
		応用生物化学専攻	15名	30名
		共生環境専攻	16名	32名
		動物科学専攻	8名	16名
		※バイオフィロンティア専攻	8名	16名
		※農業生命科学専攻	37名	
		農林環境科学専攻	30名	
		計	134名	134名
連合農学研究科	博士課程	生物生産科学専攻	20名	22名
		生物資源科学専攻	26名	28名
		※寒冷圏生命システム学専攻	14名	16名
		生物環境科学専攻	20名	22名
		計	80名	88名

- 4 この学則による改正後の国立大学法人岩手大学大学院学則別表の規定は、平成21年4月1日以後の入学者から適用し、平成21年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成22年6月8日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年12月2日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成24年12月25日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- この学則は、平成28年4月1日から施行する。
(経過規定)
- この学則による改正前の教育学研究科修士課程の学校教育実践専攻及び教科教育専攻は、改正後の国立大学法人岩手大学大学院学則第5条の規定にかかわらず、平成28年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- この学則による改正後の国立大学法人岩手大学大学院学則第11条の規定にかかわらず平成28年度の学生の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	課程	専攻名	平成28
------	----	-----	------

			年度
教育学研究科	教職大学院の課程	教職実践専攻	16名
	修士課程	学校教育実践専攻	12名
		教科教育専攻	20名
	計		48名

4 この学則による改正後の国立大学法人岩手大学大学院学則別表の規定は、平成28年4月1日以後の入学者から適用し、平成28年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成28年12月14日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- この学則は、平成29年4月1日から施行する。
(経過規定)
- この学則による改正前の人文社会科学研究科、工学研究科博士前期課程、工学研究科博士後期課程及び農学研究科は、改正後の国立大学法人岩手大学大学院学則第2条及び第5条の規定にかかわらず、平成29年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 人文社会科学研究科長及び農学研究科長は、当該研究科が存続する間、当該研究科に置くものとする。この場合において、人文社会科学研究科長は人文社会科学部長をもって充て、農学研究科長は農学部長をもって充てる。
- この学則による改正後の第12条、第16条、第18条、第21条、第30条の規定は、平成29年4月1日以後の入学者から適用し、平成29年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。
- この学則による改正後の国立大学法人岩手大学大学院学則第11条の規定にかかわらず平成29年度の学生の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	課程	専攻名	平成 29 年度
総合科学研究科	修士課程	地域創生専攻	54名
		総合文化学専攻	10名
		理工学専攻	180名
		※農学専攻	50名
		計	294名
人文社会科学研究科	修士課程	人間科学専攻	8名
		国際文化学専攻	4名
		社会・環境システム専攻	4名
		計	16名
工学研究科	博士前期課程	応用化学・生命工学専攻	25名
		フロンティア材料機能工学専攻	30名
		電気電子・情報システム工学専攻	40名
		機械システム工学専攻	30名
		社会環境工学専攻	20名
		デザイン・メディア工学専攻	10名
		金型・鋳造工学専攻	10名
		計	165名

農学研究科	修士課程	農学生命専攻	20名
		応用生物化学専攻	15名
		共生環境専攻	16名
		動物科学専攻	8名
		バイオフィロンティア専攻	8名
		計	67名

6 この学則による改正後の国立大学法人岩手大学大学院学則別表2の規定は、平成29年4月1日以後の入学者から適用し、平成29年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過規定)

2 この学則による改正前の連合農学研究科の教育研究は、改正後の国立大学法人岩手大学大学院学則第3条の規定にかかわらず、平成30年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、岩手大学、弘前大学、及び山形大学及び国立大学法人帯広畜産大学（以下「帯広畜産大学」という。）の協力により実施するものとする。

3 この学則による改正前の連合農学研究科における授業並びに研究指導及び研究指導補助を担当する教員は、改正後の国立大学法人岩手大学学則第6条第2項の規定にかかわらず、平成30年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、当該研究科の専任の教員並びに客員教授及び客員准教授並びに本学の教育学部、理工学部及び農学部、弘前大学の農学生命科学部及び遺伝子実験施設、並びに山形大学の農学部並びに帯広畜産大学の畜産学部及び大学院畜産学研究科に所属する専任の教員であって、当該研究科における研究指導を担当する資格を有するもののうちから指名された者とする。

4 この学則による改正前の国立大学法人岐阜大学大学院に設置される連合獣医学研究科の教育研究の実施に当たっては、平成30年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、本学は、帯広畜産大学、国立大学法人東京農工大学（以下「東京農工大学」という。）及び国立大学法人岐阜大学（以下「岐阜大学」という。）とともに協力するものとする。

5 前項の連合獣医学研究科に置かれる連合講座は、帯広畜産大学の畜産学部及び原虫病研究センター、東京農工大学農学部並びに岐阜大学応用生物科学部の教員とともに、本学農学部の教員がこれを担当するものとする。

6 この学則による改正後の国立大学法人岩手大学大学院学則第11条の規定にかかわらず平成30年度から平成32年度の獣医学研究科及び平成30年度から平成31年度の連合農学研究科の学生の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	課程	専攻名	平成30年度	平成31年度	平成32年度
獣医学研究科	博士課程	※共同獣医学専攻	5名	10名	15名
		(東京農工大学大学院農学府共同獣医学専攻)	(10名)	(20名)	(30名)
		計	5名	10名	15名
連合農学研究科	博士課程	※生物生産科学専攻	25名	26名	
		※生物資源科学専攻	28名	26名	
		※寒冷圏生命システム			

	学専攻	12名	6名
	※生物環境科学専攻	16名	8名
	※地域環境創生学専攻	7名	14名
	計	88名	80名

7 この学則による改正後の第30条第5項の規定は、平成30年4月1日以降の入学者から適用し、平成30年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過規定)

2 この学則による改正前の工学研究科博士課程のフロンティア物質機能工学専攻、電気電子・情報システム工学専攻、機械・社会環境システム工学専攻及びデザイン・メディア工学専攻は、改正後の国立大学法人岩手大学大学院学則第2条及び第5条の規定にかかわらず、平成31年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

3 工学研究科長は、当該研究科が存続する間、当該研究科に置くものとし、理工学部長をもって充てる。

4 この学則による改正後の第11条の規定にかかわらず平成31年度から平成32年度の学生の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	課程	専攻名	平成31年度	平成32年度
理工学研究科	博士課程	自然・応用科学専攻	6名	12名
		システム創成工学専攻	9名	18名
		デザイン・メディア工学専攻	3名	6名
		計	18名	36名
工学研究科	博士課程	フロンティア物質機能工学専攻	18名	9名
		電気電子・情報システム工学専攻	8名	4名
		機械・社会環境システム工学専攻	8名	4名
		デザイン・メディア工学専攻	6名	3名
		計	40名	20名

5 この学則による改正後の第12条及び別表1の規定は、平成31年4月1日以後の入学者から適用し、平成31年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。

2 この学則による改正後の別表1の規定は、令和2年4月1日以後の入学者から適用し、令和2年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和2年12月24日より施行し、令和2年4月1日より適用する。

別表1 第21条第1項、同条第2項、同条第4項及び第21条の12第1項に定められた課程の修了に必要な単位数

研究科名	課程	専攻名	単位数
総合科学研究科	修士課程	地域創生専攻	32単位以上
		総合文化学専攻	33単位以上
		理工学専攻	31単位以上
		農学専攻	30単位以上
教育学研究科	教職大学院の課程	教職実践専攻	48単位以上
理工学研究科	博士課程	自然・応用科学専攻 システム創成工学専攻 デザイン・メディア工学専攻	12単位以上
獣医学研究科	博士課程	共同獣医学専攻	34単位以上
連合農学研究科	博士課程	生物生産科学専攻 生物資源科学専攻 地域環境創生学専攻	12単位以上

別表2 第22条第2項に定められた免許状の種類及び教科又は特別支援教育領域

研究科名	課程	専攻名	免許状の種類	教科又は特別支援教育領域
総合科学研究科	修士課程	地域創生専攻	高等学校教諭専修免許状	工業
		総合文化学専攻	中学校教諭専修免許状	国語、社会、音楽、美術、英語
			高等学校教諭専修免許状	国語、地理歴史、公民、音楽、美術、書道、英語
		理工学専攻	高等学校教諭専修免許状	数学、理科、工業
		農学専攻	高等学校教諭専修免許状	理科、農業
教育学研究科	教職大学院の課程	教職実践専攻	幼稚園教諭専修免許状	
			小学校教諭専修免許状	
			中学校教諭専修免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、英語、ドイツ語、フランス語、中国語
			高等学校教諭専修免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、家庭、情報、農業、工業、商業、水産、英語、ドイツ語、フランス語、中国語
			特別支援学校教諭専修免許状	知的障害者に関する教育、肢体不自由者に関する教育、病弱者（身体虚弱者を含む。）に関する教育